

ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業許可申請 提出書類チェックリスト

申請者名： _____

No.	項目	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考	
		新規	更新	変更		
	申請書	◎ (12号)	◎ (12号)	◎ (16号)	・省令様式第12号、第16号のいずれか該当する書類	
	手数料（静岡県収入証紙）	新規：81,000 更新：74,000 変更：72,000			・申請の種類に応じた額の収入証紙を過不足無く貼付すること。 ・同時に複数の申請を行なう場合は、申請の種類毎に必要な額の証紙を貼付すること	
①	事業計画の概要を記載した書類	◎	◎ (優)	◎ (優)	・省令様式第6号の2第1面～第5面 ・様式第17号（積替え保管を行う場合） ※変更許可申請の場合は前後を添付。	
②	事業の用に供する施設					
	共通	車庫配置図	◎	◎	△	
		付近の見取図	◎	◎	△	※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場
		車両写真	◎	◎	△	・省令様式第6号の2第6面 ※自動車登録番号、（微量）PCB廃棄物収集運搬車の表示及び車体形状が判読できること。
		運搬容器の構造図及び写真等	◎	◎	△	・省令様式第6号の2第7面 ※積替えに使用する重機類等を含む。
		応急措置設備・器具リスト	◎	◎	△	・様式第19号
	積替え保管を行う場合のみ	緊急時対応マニュアル	◎	◎	△	・様式第20号
		積替え保管の場所の平面図（配置図）	◎	◎	△	
		積替え保管の場所の公図の写し	◎	◎	△	
		排出事業者の承諾	◎	◎	△	
		積替え保管の場所の写真	◎	◎	△	
		保管量算出の根拠	◎	◎	△	
		最大積上高の根拠	◎	◎	△	
積替え保管の管理体制を示す書類 他法令の許認可証等		◎	◎	△		
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	◎	◎	△	・自動車検査証記録事項又は自動車検査証（電子化前の場合）、船舶検査証書等 ・使用承諾書等（使用者と申請者が異なる場合） ・土地の登記事項証明書、賃貸借契約書等（積替え保管を行う場合）	
④	事業を行うに足る技術的能力を説明する書類					
	「特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会」修了証の写し	◎	◎	◎	※修了者が役員又は政令使用人に該当しない場合は、様式第15号を併せて添付。	
	「PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会」修了証の写し ポリ塩化ビフェニル産業廃棄物収集運搬業作業従事者名簿	◎	◎	△	・様式第21号	
⑤	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	◎	△	◎	・省令様式第6号の2第8面	
⑥	【申請者が法人の場合】 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	◎	◎ (優)	◎ (優)	・確定申告書に添付した財務諸表 ・法人税の納税証明書（その1） ※財務状況に応じて、以下の書類の提出が必要となる場合あり。 ・経営改善計画書 ・中小企業診断士の診断書等	

No.	許可区分 項目	特別管理 産業廃棄物 収集運搬業			備 考
		新規	更新	変更	
⑦	【申請者が個人の場合】 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	◎	◎	◎	・省令様式第6号の2第9面 ・申告所得税の納税証明書（その1） ※負債額が資産額に比べて大きい場合は、経営改善計画書その他の書類の提出が必要。
⑧	【申請者が法人の場合】				
	定款又は寄附行為 ◆登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	◎	◎ (優)	△ (優)	
⑨	【申請者が個人の場合】 ◆申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	
⑩	誓約書	◎	◎	◎	・省令様式第6号の2第10面
⑪	【申請者が個人の場合】 ◆法定代理人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	※申請者が未成年者である場合に添付。 ※法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）並びに役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等を添付。
⑫	【申請者が法人の場合】 ◆役員の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	◎	◎	◎	
⑬	【申請者が法人の場合】				
	◆出資者等（個人）の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等 ◆出資者等（法人）の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	○	○	○	
⑭	◆使用人の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等	○	○	○	
⑮	優良認定の基準に適合する旨を証する書類	/	○	/	・様式第23号 ・「優良産業処理業者認定制度運用マニュアル」55ページ以降に掲げる各種の書類
⑯	使用人の権限を証する書類	○	○	△	・様式第16号 ※支配人として登記されている場合を除く。
⑰	予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し	◎	◎	○	※特定家庭用機器再商品化法対象物である産業廃棄物のみを収集する場合には、省略可。
⑱	他県等の許可証・指定証の写し	○	○	○	※収集運搬区域が県外の場合に添付。
⑲	許可証の写し	/	◎	◎	

◎ : 必ず添付を要する書類 ○ : 該当する場合には添付を要する書類
△ : 内容に変更がある場合のみ添付を要する書類 / : 添付を要しない書類
(優) : 既に優良認定（優良確認）を受けている場合には添付を省略できる書類（※ただし、審査に必要な場合は求めることもある。）

- ・ 項目欄に◆印が付いた書類は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものに限る。
- ・ 住民票の写しは、本籍（外国人にあつては、国籍等）が記載されたものに限る。
- ・ 登記されていないことの証明書とは、後見等登記ファイルに成年被後见人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書をいう。なお、登記されていないことの証明書は、住所又は本籍が記載されていることを確認すること。また、登記されていないことの証明書に記載されている内容は、住民票と同一の表記になっていることを確認すること。
- ・ 複数の申請や届出を同時に行う場合は、許可事務を行う県の機関が同一のときに限り、共通する添付書類をいずれか一つの申請書等に添付することで、他の申請書等への添付を省略できる。この場合は、添付書類省略理由書（様式第18号）を提出すること。